

DH制（指名打者ルール）について

公認野球規則 5.11（a）指名打者

- ① チームは、投手に代わって打つ打者（指名打者）を指名することができる。
- ② 試合開始前に交換された打順表に記載された指名打者は、相手チームの先発投手に対して少なくとも一度は打撃を完了しなければ交代できない。ただし、その先発投手が交代したときは、その必要はない。
- ③ チームは必ずしも指名打者を指名しなくてもよいが、試合前に指名しなかったときは、その試合で指名打者を使うことはできない。
- ④ 指名打者に代えて代打者を使ってもよい。その代打者は以後指名打者となる。退いた指名打者は再び試合に出場できない。
- ⑤ 指名打者が守備についてもよいが、自分の番のところで打撃を続けなければならない。
- ⑥ 投手は退いた守備者の打撃順を受け継ぐ。ただし、2人以上の交代が行われたときは、監督が打撃順を指名しなければならない。
- ⑦ 指名打者に代えて代走者を使ってもよい。その代走者は以後指名打者となる。指名打者が代走者となることはできない。ただし、臨時代走者になることはできる。
- ⑧ 指名打者は、打順表の中でその番が固定されており、多様な交代によって打撃の順番を変えることはできない。
- ⑨ 指名打者の役割が消滅する場合は、次のとおりである。
 - ・投手が他の守備位置についた場合
 - ・代打者または代走者が試合に出場し、そのまま投手となった場合
 - ・投手が指名打者の代打者または代走者になった場合
 - ・打順表に10人のプレーヤーを記載したが、指名打者が特定されておらず、試合開始前にその誤りが球審に指摘され、投手が打撃順に入った場合は投手が置きかわったプレーヤーは交代したとみなされ試合から除きそれ以後指名打者の役割は消滅する
 - ・指名打者が守備位置についた場合
 - ・他の守備位置についていたプレーヤーが投手なった場合